

議案第6号

鳥取県港湾管理条例の一部改正について

次のとおり鳥取県港湾管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第5条関係）

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区分	使用料	
		単位	金額
略			
荷役機械	クローラクレーンを使用する場合	1時間につき	15,012円
	略		
略			

2 略

備考

1～3 略

4 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数が

別表第1（第5条関係）

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区分	使用料	
		単位	金額
略			
荷役機械	ジブクレーンを使用する場合	1時間につき	5,142円
		1週間につき	230,400円
略			
略			

2 略

備考

1～3 略

4 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数が

あるときは、上屋にあっては1月として計算し、港湾施設
用地にあっては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使
用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未
満の端数があるときは、1時間として計算する。

5 略

あるときは、上屋にあっては1月として計算し、港湾施設
用地にあっては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使
用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未
満の端数があるときは、1時間として計算し、荷役機械に
係る使用期間が1週間未満であるとき、又はその期間に1
週間未満の端数があるときは、1週間として計算する。

5 略

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。